

## 《保育の必要性の“事由変更”に伴う必要な提出書類について》

### ① 「施設等利用給費認定変更申請書」に下記の添付書類を合わせて提出。

	変更後の状況	添付書類
1	家庭外での就労が決定（内定）しており、一ヶ月当たり48時間以上就労する	①就労証明書（家庭外労働用） ※事業所の証明（印）が必要。証明した人が誰なのか必ず記載するようにして下さい。（店長、社長、事業主）
2	家庭内（農業など）での就労が決定（内定）しており、一ヶ月当たり48時間以上就労する	① 就労申告書（家庭内労働用）
3	就労が決定（内定）しているが、就労時間が一ヶ月当たり48時間未満である ※実際の労働時間が48時間以上でも、事業主の証明が48時間未満の場合は他の事由での申請が必要。	支給認定事由（就労）に該当しません 就労が一ヶ月当たり48時間以上になるか、他の認定事由に該当する必要があります。
4	求職活動を行う （現在は、別の事由による支給認定である）	①求職活動申告書 ②ハローワークカードなど求職状態となることがわかるものの写し
5	出産を予定している （産前休、産後休を取得する）	①母子健康手帳の写し（予定日、父母の名前が分かる部分） ※出産予定日の前後各8週間が認定（妊娠・出産）の期間となります。
6	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している	①医師の診断書や身体障害者手帳等の写しなど、状態の分かるもの（診断書には保育困難な理由、療養が必要な期間が示されている必要があります）
7	同居の親族を常時介護している	①看護申告書 ②医師の診断書や身体障害者手帳等の写しなど、状態の分かるもの（介護の程度や期間が示されている必要があります）
8	教育施設に在学し、又は職業訓練施設において職業訓練を受けている	①在学していることを証明するもの（合格通知等） ②在学期間、時間帯、状態の詳細が分かるもの

保育の必要性の事由に該当しない場合や、求職活動を継続して行うことを理由に利用希望する方の実績が確認できない場合は「認定却下」となり、預かり保育の利用料は無償化されません。なお、自己負担による利用を妨げるものではありません。

## ② 変更申請書のみ提出の場合。

○住所、保護者、氏名等に変更がある、又は世帯員、同居人の増減があった場合は変更届が必要です。この場合は、添付書類は必要ありません。

例) 兄弟が産まれた。→世帯員増。

市内転居による住所変更。→世帯員の住所変更。

父の転勤に伴う住所変更。→世帯員の住所変更。支給認定保護者の変更。

(支給認定保護者：原則父)

婚姻・離婚に伴う状況の変更。→世帯員の増減、保護者変更、氏名変更、住所変更。

なお、住所変更の際に“市外”に転出される場合は、無償化の認定を行う市町村が異なりますので、お早めに施設または市子育て推進課までご相談ください。

問合せ／

寒河江市子育て推進課子ども支援係

Tel. 0237-85-0907 (直通)